四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高山市

二　地域再生計画の名称　乗鞍山麓五色ヶ原の森新規ルート整備によるエコツーリズムを活かした地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高山市の区域の一部（丹生川町岩井谷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村

二　地域再生計画の名称　飛騨地域ツーリズム推進連携事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村

二　地域再生計画の名称　飛騨地域移住・定住促進連携事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　関市

二　地域再生計画の名称　地域の伝統・文化・資源を生かして、交流人口の増加としごとの創出を図る地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　関市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　中津川市

二　地域再生計画の名称　なかつがわで働こう（若者・企業応援プロジェクト）

三　地域再生計画の区域の範囲　中津川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　中津川市

二　地域再生計画の名称　中津川市においでんさい（魅力・おもてなし力向上事業）

三　地域再生計画の区域の範囲　中津川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　美濃市

二　地域再生計画の名称　廃校を活用した小さな歴史観光交流拠点及び美濃和紙産業を支えた用具類の支援拠点整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　美濃市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　恵那市

二　地域再生計画の名称　恵那市「くらす」はたらく」のワンストップサポートで元気創出事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　恵那市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　各務原市

二　地域再生計画の名称　ちょっといい暮らし。かかみがはら「知る・住む・働く」総合事業

三　地域再生計画の区域の範囲　各務原市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三